適法な在留外国人の台帳制度の主な論点について

1 「適法な在留外国人」の範囲

適法に在留する外国人であって、かつ、我が国へ中長期間滞在する予定の者を本制度(適法な在留外国人の台帳制度をいう。以下同じ。)の対象とし、不法滞在者及び「短期滞在」の在留資格をもって在留する者は本制度の対象としないことを原則とするが、その範囲については、新たな在留管理制度の対象となる外国人の範囲を踏まえつつ、更に検討する必要がある。

2 台帳の作成

住民基本台帳制度を参考としつつ、磁気ディスクをもって調製することができることとすることが適当と考えられるが、更に検討する必要がある。

3 記載事項の範囲

「氏名」、「出生の年月日」、「男女の別」、「国籍」、「在留の資格」、「在留期限」、「住所又は居住地」、「世帯情報(世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)」、「住民となった年月日」等具体的な記載事項については、住民基本台帳制度を参考としつつ、検討する必要がある。

4 転入・転居・転出届等

転入・転居・転出届等について、住民基本台帳制度を参考としつつ、新たな在 留管理制度における居住地の届出との関係も含め、検討する必要がある。この場 合、他の法制度の届出との連携についても考える必要がある。

5 代理人の範囲及び届出義務者

各種届出における代理権をどの範囲の者に認めるか、本人以外の者に届出を義務付ける範囲をどこまでとするかについて、住民基本台帳制度及び外国人登録制度を踏まえつつ、検討する必要がある。

6 市町村長間の通知

市町村長間の通知の在り方(その具体的な方法を含む。)について、検討する 必要がある。

7 戸籍に関する届出との連携

戸籍に関する届出(例えば、死亡届)との連携の在り方について、住民基本台 帳制度を参考としつつ、また、新たな在留管理制度における連携の在り方との関 係も含め、検討する必要がある。

8 台帳の開示の在り方

台帳の適切な開示の在り方について、住民基本台帳制度及び外国人登録制度を 踏まえつつ、外国人の個人情報保護の在り方との関係も含め、検討する必要があ る。

9 市町村長による記載等の方法及び調査権

市町村長による記載等の方法及び調査権について、住民基本台帳制度を参考と しつつ、検討する必要がある。

10 国及び都道府県の関与の在り方

国及び都道府県の責務、台帳の利用の在り方等その関与の是非を含めた在り方について、住民基本台帳制度を参考としつつ、検討する必要がある。

11 法務大臣(入国管理局)からの情報提供の在り方

法務大臣(入国管理局)から市町村長への情報提供の在り方(情報提供の頻度 及びその具体的な方法等)について、検討する必要がある。

12 日本人と外国人の混合世帯への対応

混合世帯を的確に把握するため、本制度と住民基本台帳制度との適切な連携の 在り方について、検討する必要がある。

13 罰則

罰則について、検討する必要がある。

14 経過措置等

経過措置等について、新たな在留管理制度の施行との関係も含め検討する必要がある。

15 体制の整備及び財政措置

本制度を施行するに当たり必要となる体制及び財政措置について、検討する必要がある。

16 その他